

平成 27 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 セブン工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 永吉喜昭
(コード番号 7896 東証・名証第2部)
問合せ先 取締役管理本部長 田中太郎
(TEL 0574-28-7800)

定款一部変更のお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 20 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 56 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1)「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、第 28 条および第 36 条を変更するものであります。

なお、定款第 28 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(2)法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にすることを目的に第 30 条および第 31 条を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 25 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 25 日 (予定)

(別紙)

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除) 第 28 条 (条文省略) (2) 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間で、同法第 423 条第 1 項に規定する社外取締役の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除) 第 28 条 (現行どおり) (2) 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、同法第 423 条第 1 項に規定する<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>(選任方法) 第 30 条 (条文省略) (2) (条文省略) (新 設) (新 設)</p>	<p>(選任方法) 第 30 条 (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) <u>当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> (4) <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(任期) 第 31 条 (条文省略) (2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(任期) 第 31 条 (現行どおり) (2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 <u>前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>
<p>(監査役の責任免除) 第 36 条 (条文省略) (2) 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間で、同法第 423 条第 1 項に規定する社外監査役の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(監査役の責任免除) 第 36 条 (現行どおり) (2) 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役との間で、同法第 423 条第 1 項に規定する監査役の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

以上